

# 村山市全国大会等出場者激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 村山市のスポーツ振興を図るため、国際的又は全国的な体育大会に出場する個人及び団体に対し、激励金を交付する。

(交付対象者)

第2条 激励金は、別表に定める体育大会（以下「大会」という。）に出場する、次に掲げる個人又は団体とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 団体にあつては、団体の活動拠点が市内にあるもの
- (3) その他市長が特に必要と認める者

2 前項において、第1号の規定に該当する者が、第2号の規定に該当する団体に所属する場合は、団体での対象に限るものとする。

3 同一年度につき、支給は2回を限度とする。

(激励金の額)

第3条 激励金の額は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(交付の手続き等)

第4条 激励金の交付を受けようとする者は、村山市全国大会等出場者激励金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 大会の開催要項
- (2) 大会に出場登録されることが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 激励金の交付を受けた者は、大会終了後速やかに結果報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 教育長は、前条の申し出があつたとき、その内容を審査し、適当と認めるときは激励金の交付を決定する。また、その交付対象者に対し激励会を開催し、その案内を以って決定通知とする。

(取消し及び返還)

第6条 教育長は、激励金の交付の決定を受けた者又は激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の交付決定を取消し、返還させることができる。

- (1) 激励金交付に伴う確認事項に関して、嘘偽又は不正があつたとき
- (2) 本人の都合により、大会を欠場したとき

ただし、何らかの理由で大会が中止になり出場できなくなった場合等、市長が返還について必要性がないと認めるときは、この限りではない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要が生じた事項については、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

令和元年6月21日規約改正。